

2024年度(令和6年度)

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式の改正概要

2024年度以降の総合評価落札方式を以下のように改正します。

【建設工事】

1 休み方改革への取組評価(2025(令和7)年度から運用開始)

【土木関係工事】

- ▶ 休み方改革への取組として、「愛知県休み方改革マイスター企業認定」を評価項目へ加えると共に、「週休2日制工事の取組実績」の評価基準の見直しを行う。

改正後(評価基準等の設定例) 2025(令和7)年4月1日から運用開始

評価項目	評価基準	加算点
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点
完全週休2日制工事※1、2	取組証あり	2点
月単位での週休2日制工事※1、2	取組証2件あり	2点
	取組証1件あり	1点
愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点
上記に該当しない	上記に該当しない	0点

※1 愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における取組実績を対象とし、「週休2日制工事取組証」に記載の引渡し年月日が、該当期間内(前年度に加え、当該年度の技術資料を提出する前日まで)のものを認める。

※2 発注工事と同業種の工事での取組に限る。

※3 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認める。なお、認定区分は問わない。

改正前 2025(令和7)年3月31日まで

評価項目	評価基準	加算点
週休2日制工事の取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 1点
完全週休2日制工事	取組証あり	1点
週休2日制工事	取組証2件あり	1点
	取組証1件あり	0.5点
上記に該当しない	上記に該当しない	0点

【建築関係工事】

- ▶ 休み方改革への取組として、「愛知県休み方改革マイスター企業認定」及び「週休2日制工事の取組実績」を評価項目へ加える。

新規 2025(令和7)年4月1日から運用開始

- 地域精通度・貢献度へ、「愛知県休み方改革マイスター企業認定」及び「週休2日制工事の取組実績」を加える。

- 具体的な評価基準や加算点等は、令和6年度中に公表予定。

2 WTO対象工事における据置価格の引き上げ

- WTO対象工事における据置価格を、現行の失格判断基準相当額から調査基準価格へ引き上げる。ただし、土木系設備工事については、従前どおり失格判断基準相当額のままとする。

<総合評価における据置価格>

	改正後	現行
WTO対象工事	<u>調査基準価格</u>	失格判断基準相当額
WTO対象工事以外	調査基準価格	調査基準価格

3 「建設機械の保有」の評価基準の見直し

【土木関係工事】

- 評価対象機種を拡充すると共に、評価基準の見直しを行う。

<評価対象機種>

改正後

対象機種・規格
ブルドーザー (自重が3t 以上のもの)
ショベル系掘削機
トラクターショベル (バケット容量0.4m ³ 以上のもの)
ダンプ車 (<u>ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミ</u> <u>トレーラ、土砂等の運搬に供されるもの</u>)
移動式クレーン (吊り上げ能力が3t以上のもの)
高所作業車 (作業床の高さ2m 以上のもの)
舗装機械・締固め用機械
アスファルトフィニッシャ
モーターグレーダー
タイヤローラー
ロードローラー
<u>振動ローラー</u>
<u>ハンドガイドローラー</u>
解体用機械
<u>ブレーカ</u>
<u>鉄骨切断機</u>
<u>コンクリート圧砕機</u>
<u>解体用つかみ機</u>

改正前

対象機種・規格
ブルドーザー (自重が3t 以上のもの)
ショベル系掘削機
トラクターショベル (バケット容量0.4m ³ 以上のもの)
ダンプ車 (最大積載量が2t以上のもの)
移動式クレーン (吊り上げ能力が3t以上のもの)
—
舗装機械
アスファルトフィニッシャ
モーターグレーダー
タイヤローラー
ロードローラー

	<p><評価基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算点</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1点</td> <td><u>11</u>台以上</td> <td>8台以上</td> </tr> <tr> <td>0.5点</td> <td><u>5</u>台以上<u>11</u>台未満</td> <td>4台以上8台未満</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>上記に該当しない</td> <td>上記に該当しない</td> </tr> </tbody> </table>		加算点	改正後	改正前	1点	<u>11</u> 台以上	8台以上	0.5点	<u>5</u> 台以上 <u>11</u> 台未満	4台以上8台未満	0点	上記に該当しない	上記に該当しない
加算点	改正後	改正前												
1点	<u>11</u> 台以上	8台以上												
0.5点	<u>5</u> 台以上 <u>11</u> 台未満	4台以上8台未満												
0点	上記に該当しない	上記に該当しない												
4	<p>「応急危険度判定士の登録」の評価基準の見直し</p> <p>【建築関係工事】</p> <p>➤ 評価対象へ、従来の“正規社員”に加え、“常勤役員等”を追加する。</p> <p><評価対象></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該企業の正規社員 <u>又は常勤役員</u>等における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無</td> <td>当該企業の正規社員における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	当該企業の正規社員 <u>又は常勤役員</u> 等における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無	当該企業の正規社員における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無								
改正後	改正前													
当該企業の正規社員 <u>又は常勤役員</u> 等における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無	当該企業の正規社員における「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者の有無													

【委託業務】

1	<p>「応急危険度判定士」の評価基準の見直し</p> <p>【建築事業関係】</p> <p>➤ 評価対象へ、従来の“正規社員”に加え、“常勤役員等”を追加する。</p> <p><評価対象></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県被災建築物応急危険度判定士の<u>登録者数</u>※ ※正規社員 <u>又は常勤役員等</u>の登録に限る</td> <td>愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の雇用数※ ※正規社員の登録に限る</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	愛知県被災建築物応急危険度判定士の <u>登録者数</u> ※ ※正規社員 <u>又は常勤役員等</u> の登録に限る	愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の雇用数※ ※正規社員の登録に限る
改正後	改正前					
愛知県被災建築物応急危険度判定士の <u>登録者数</u> ※ ※正規社員 <u>又は常勤役員等</u> の登録に限る	愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の雇用数※ ※正規社員の登録に限る					

※その他の部分的な改正については、ガイドライン、各公告文で必ず確認してください。